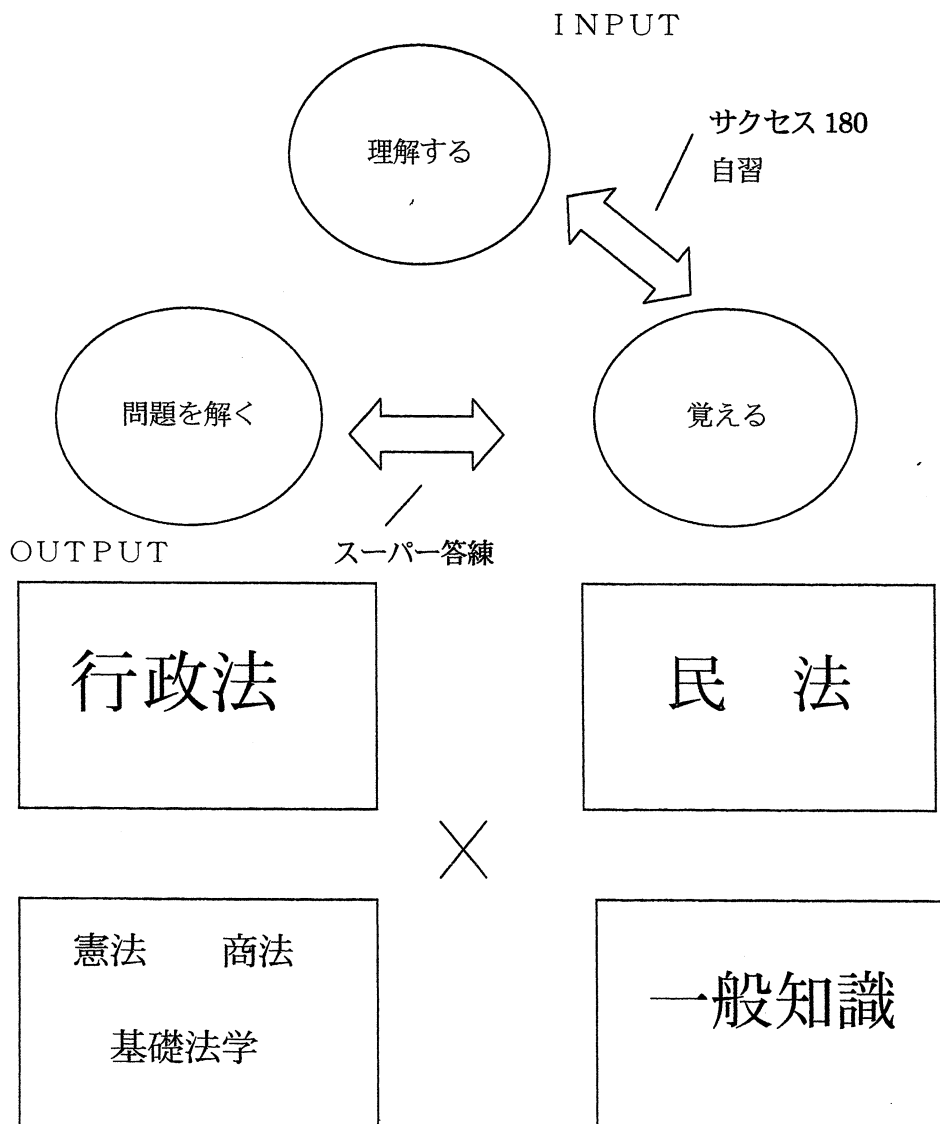


# 6月イベントセミナー

## 1 学習カリキュラムを設定



1つだけ得意でも意味がない。

合格点を確実にするには掛け算が大切！

## 1. スーパー答練本科生

### (1) 3段階のステージで実施

#### 1stステージ

基本論点のみを科目別で出題します。

#### 2ndステージ

応用論点も含めて科目別で出題します。

#### 3rdステージ

全科目・全範囲（文章理解除く）から30問を出題します。

#### 本試験形式・答練（5回分）

↓ 本試験形式で、本試験と同様の3時間で問題を解きます。

### (2) 週に1回のペースで進行

最初に教室で問題を解いてもらってから、休憩をはさんで、解説講義という流れで、週1回のペースで進んでいきます。

### (3) マークシート形式で実施

毎回の答練は、マークシート用紙に解答します。そして、マークシート用紙を提出してもらい、全国単位での成績処理に回します。

これからリベンジを目指すなら、  
2nd ステージから答練を軸にしたカリキュラム設定を！

## 2. サクセス180本科生

サクセス180本科生

|           | 講義テーマ               | 基本テキスト    | 過去問集   |
|-----------|---------------------|-----------|--------|
| 民法<br>第1回 | 1. 未成年者             | 民法P. 21～  | №1～15  |
|           | 2. 成年被後見人・被保佐人・被補助人 | 民法P. 24～  |        |
|           | 3. 制限行為能力者の相手方の保護   | 民法P. 30～  |        |
|           | 4. 失踪宣告             | 民法P. 34～  |        |
|           | 5. 虚偽表示             | 民法P. 48～  |        |
|           | 6. 錯誤               | 民法P. 52～  |        |
|           | 7. 詐欺・強迫            | 民法P. 54～  |        |
| 民法<br>第2回 | 1. 代理               | 民法P. 57～  | №16～39 |
|           | 2. 無権代理             | 民法P. 68～  |        |
|           | 3. 無権代理と錯誤          | 民法P. 72～  |        |
|           | 4. 表見代理             | 民法P. 77～  |        |
|           | 5. 取得時効             | 民法P. 90～  |        |
|           | 6. 消滅時効             | 民法P. 93～  |        |
|           | 7. 時効の中断            | 民法P. 97～  |        |
| 民法<br>第3回 | 1. 177条の「第三者」       | 民法P. 109～ | №40～63 |
|           | 2. 取消し・解除と登記        | 民法P. 112～ |        |
|           | 3. 取得時効と登記          | 民法P. 116～ |        |
|           | 4. 相続と登記            | 民法P. 118～ |        |
|           | 5. 即時取得             | 民法P. 129～ |        |
|           | 6. 占有保護             | 民法P. 132～ |        |
|           | 7. 所有権              | 民法P. 134～ |        |
| 民法<br>第4回 | 1. 担保物権             | 民法P. 144～ | №64～84 |
|           | 2. 留置権・先取特権・質権      | 民法P. 148～ |        |
|           | 3. 抵当権の効力           | 民法P. 161～ |        |
|           | 4. 法定地上権            | 民法P. 167～ |        |
|           | 5. 抵当権と質貸借          | 民法P. 173～ |        |
|           | 6. 根拠当権             | 民法P. 174～ |        |
|           | 7. 譲渡担保             | 民法P. 177～ |        |

|           |                    |           |          |
|-----------|--------------------|-----------|----------|
| 民法<br>第5回 | 1. 特定物債権と種類債権      | 民法P. 182～ | №85～102  |
|           | 2. 債権者代位権          | 民法P. 190～ |          |
|           | 3. 債権者代位権の行使       | 民法P. 193～ |          |
|           | 4. 詐害行為取消権         | 民法P. 194～ |          |
|           | 5. 詐害行為取消権の行使方法・効果 | 民法P. 198～ |          |
|           | 6. 詐害              | 民法P. 205～ |          |
|           | 7. 詐害による代位         | 民法P. 208～ |          |
| 民法<br>第6回 | 1. 指図              | 民法P. 214～ | №103～123 |
|           | 2. 指図が禁止される場合      | 民法P. 217～ |          |
|           | 3. 遺言復讐            | 民法P. 225～ |          |
|           | 4. 保証債務            | 民法P. 237～ |          |
|           | 5. 契約の成立           | 民法P. 248～ |          |
|           | 6. 同時履行の抗弁権        | 民法P. 250～ |          |
|           | 7. 契約の解除           | 民法P. 257～ |          |
| 民法<br>第7回 | 1. 贈与              | 民法P. 262～ | №124～151 |
|           | 2. 売買（手付）          | 民法P. 264～ |          |
|           | 3. 売買（売主の担保責任）     | 民法P. 265～ |          |
|           | 4. 質貸借             | 民法P. 285～ |          |
|           | 5. 質貸借（質権者の譲渡・転貸）  | 民法P. 293～ |          |
|           | 6. 踏込              | 民法P. 300～ |          |
|           | 7. 委任              | 民法P. 306～ |          |
| 民法<br>第8回 | 1. 事務管理            | 民法P. 314～ | №152～210 |
|           | 2. 不当利得            | 民法P. 317～ |          |
|           | 3. 不法行為            | 民法P. 321～ |          |
|           | 4. 不法行為責任の内容       | 民法P. 337～ |          |
|           | 5. 失竊              | 民法P. 334～ |          |
|           | 6. 遺失              | 民法P. 338～ |          |
|           | 7. 相続              | 民法P. 351～ |          |

※サクセス180の基本テキストのページ数はだいたいの目安です。適宜、他の関連知識のページも参照する場合もございますので予めご了承ください。

## 2

## 問題を解けるようになるために

### 問題が解けない原因

#### ①知識の精度が高まっていない

(問題文から問われている知識は分かるが、あてはめる知識が不正確ゆえに間違える)

#### ②問題文から知識までひっばれない

(知識は身に付いているが、問題文がどの知識を問うているのかが分からないから、答えを見れば納得できるが自分で答えが出せない)

#### ①の場合どうすればよいか？

☒ 知識の精度を高めるためにやるべきことを書き出す

☒ 精度を高めるには同じことの繰り返しに尽きる

☒ 覚える量を絞り込む

#### ②の場合どうすればよいか？

☒ 事務処理能力の向上のため、問題を読んだらテキストの掲載箇所にたどりつけるよう訓練

☒ 記述練習問題（初見のものに限る）で、事案を把握し、答案構成を考える

### 3 問題を解くときのアプローチ

#### 1. 5肢択一式

確実に正しいと判断できるものの肢番号に○、確実に誤りと判断できるものの肢番号に×、どちらとも判断できないものの肢番号には？と書き、1～5の肢を見て消去法で絞る。絞り切れなければ？と書いたものを再考する。すべての選択肢をじっくり考えるのではなく、いかに正解を出せるかを意識して解答する。

#### 2. 多肢選択式

1問8点ですが、全部出来て8点ではなく、1つの穴につき2点×4という計算ですので、全部の穴が分からないからといって空欄にすることなく、出来るところだけでも埋めていきましょう。

下の選択肢に頼らず、文章を上から読んで埋められる穴だけ自分で語句を書く。下の選択肢と照合して同じものがあればその選択肢はそれで確定。確定できていない選択肢について、入りそうな候補をリストアップして、1個ずつ入れてみて全部試してみる。その上で、一番じっくりくるものを確定する。

#### 3. 記述式

1問20点ですが、完答で20点、完答ではないから0点という採点ではなく、部分点があります。白紙答案は0点でしかないですが、一部でもキーワードがきちんと書けている解答であれば、20点は取れなくても、部分点の獲得は期待できます。

問題文が要求している書くべきことを○で囲む。問題文の登場人物を把握し、誰が何をしたいかを確認する。テーマや注意事項があれば横に書き出す。

具体例【平成24年一問題44（行政法：行政事件訴訟法）】

Xは、A県B市内に土地を所有していたが、B市による市道の拡張工事のために、当該土地の買収の打診を受けた。Xは、土地を手放すこと自体には異議がなかったものの、B市から提示された買収価格に不満があったため、買収に応じなかった。ところが、B市の申請を受けたA県収用委員会は、当該土地について土地収用法48条に基づく収用裁決（権利取得裁決）をした。しかし、Xは、この裁決において決定された損失補償の額についても、低額にすぎるとして、不服である。より高額な補償を求めるためには、Xは、だれを被告として、どのような訴訟を提起すべきか。また、このような訴訟を行政法学において何と呼ぶか。40字程度で記述しなさい。

#### 解答例

B市を被告として、補償の増額を求める訴訟を提起すべきであり、形式的当事者訴訟と呼ぶ。（42字）